特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）に対する意見公募要領

令和８年１１月２０日
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課デジタル取引環境整備室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和２年法律第 38 号。以下「法」という。）第９条第２項に基づき、経済産業大臣は特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うこととしており、このたび当該評価（案）を取りまとめました。

本評価の対象である特定デジタルプラットフォームは以下のとおりとなります。

事業の区分	対象となる事業の内容又は特定デジタルプラットフォーム	特定デジタルプラットフォーム提供者
総合物販オンラインモール	Amazon.co.jp	アマゾンジャパン合同会社
	楽天市場	楽天グループ株式会社
	Yahoo!ショッピング	LINE ヤフー株式会社
デジタル広告（メディアー体型広告）	Google 検索、YouTube	Google LLC
	Facebook（Messenger 含む）, Instagram	Meta Platforms,Inc.
	Yahoo!JAPAN（Yahoo!検索含む）,LINE 及びファミリーサービス	LINE ヤフー株式会社
	TikTok, TikTok Lite	TikTok Pte. Ltd.
デジタル広告（広告仲介型）	媒体主の広告枠に広告を表示	Google LLC

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和７年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を確認しました。また、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」（座長：岡田羊祐成城大学社会イノベーション学部教授、以下「モニタリング会合」という。）を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取しました。

本評価では、上記観点に照らしつつ、モニタリング会合における有識者意見も踏まえて、特定デジタルプラットフォーム提供者に求める取組、期待する取組の方向性を示すとともに、評価する取組を掲げています。

ついては、本評価（案）につき広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要

領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見をくださいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

・　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）

※具体的には、以下の２案。

・　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（総合物販オンラインモール分野）（案）
・　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（デジタル広告分野）（案）

３．資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月２０日（日）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

（２）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-s-shojo-digital_market@meti.go.jp

（電子メールの件名を「【パブコメ意見】透明化法大臣評価（案)」としてください。）

（３）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室
パブリックコメント担当　宛て

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただき

ます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室　パブリックコメント担当　宛て

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）